

津山市職員採用資格試験

〒708-8501 津山市山北520 (市役所 3階) ☎32-2043

募集職種	採用人員	受験資格
事務職A	5人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに当てはまる人 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業、または平成27年3月31日までに卒業見込み ②独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された、または平成27年3月31日までに授与される見込み
事務職B (身体障がい者対象)	1人程度	昭和49年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(平成27年3月31日までに高等学校卒業見込みの人を除く)で、次のすべてに当てはまる人 ①身体障害者手帳の交付を受けている ②自力通勤が可能で、介護者無しで職務が可能 ③活字印刷文による出題(筆記試験)や口述試験(面接試験など)に対応できる ※試験会場で配慮が必要な人は、必ず申し込みの際にご相談ください
土木技術職	3人程度	次のいずれかに当てはまる人 ①昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校または専修学校(専門課程の修了年限が2年以上のものに限る)で土木の専門課程を修了している、または平成27年3月31日までに同学校を卒業見込み ②昭和61年4月2日以降に生まれた人で、高等学校で土木の専門課程を修了している
電気技術職	1人程度	次のいずれかに当てはまる人 ①昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校または専修学校(専門課程の修了年限が2年以上のものに限る)で電気の専門課程を修了している、または平成27年3月31日までに同学校を卒業見込み ②昭和61年4月2日以降に生まれた人で、高等学校で電気の専門課程を修了している
教育保育職	3人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有する、または平成27年3月31日までに免許と資格を取得見込みの人
保健師	1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する、または平成27年3月31日までに免許取得見込みの人

とき 7月27日(日)午前9時30分～ ところ 津山市役所

申込方法 人事課または各支所市民生活課に備え付けの申込書(市ホームページからも印刷可)に記入し、直接または郵送で申し込む

締め切り 7月3日(木)午後5時15分必着

※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

新しい『津山市史』の編さんにご協力ください

〒708-8501 津山市山北520 (市役所 3階) ☎32-2043

市では、新しい『津山市史』の編さん作業を行っています。
編さんにあたって、市民の皆さんからの情報の提供や調査活動への協力をお願いしています。

古い資料を探しています

古い道具や写真・書類などがありましたら、ご連絡ください。

調査活動を行います

資料の所在確認や古い風習・習俗の聞き取りなど、調査員が調査活動を行います。ご協力をお願いします。



昭和47年から平成7年にかけて刊行された『津山市史』(全7巻)

申請の受け付けが始まります 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

〒708-8501 津山市山北520 (市役所 3階) ☎32-2043

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことで、所得の低い人への負担を考慮した「臨時福祉給付金」と子育て世代への影響に配慮した「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。支給対象と思われる人には、申請書を送付しますので、申請をしてください。

なお、両方に該当する人には、臨時福祉給付金のみを支給します。

申請書が届く人

市では、次の人に申請書を送付しています。支給の対象になる人でも、課税や扶養などの状況によっては、7月中旬までに申請書が届かない場合があります。支給対象になると思う人は、お問い合わせください

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
平成26年度の市民税が課税されていない人など	平成26年1月分の児童手当を津山市で受給した人

送付時期 6月下旬以降

申請方法 申請書に記入して、郵送または直接申請

郵送する場合 申請書に同封した返信用封筒に、申請書と必要書類を添えて返送

持参する場合 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金対策室(本庁)または各支所市民生活課

※運転免許証や健康保険証など本人が確認できる書類や指定した口座が確認できる書類などが必要です

申請期間 7月1日(火)～10月1日(水)の執務時間内(必着)(7月5日(土)・6日(日)は、本庁のみ休日窓口を開設します)

給付金の支給時期 給付が決定し次第、順次、支給します

臨時福祉給付金

対象者 平成26年1月1日時点で津山市に住み登録があり、平成26年度の市民税が課税されていない人

※市町村市民税が課税されている人の扶養親族や生活保護を受けている人は除く

給付額 1人に付き1万円

※基礎年金や児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は、1人に付き1万5千円

〈給付の例〉

単身の市民税非課税世帯

支給対象者 1人

支給額 1万円



老齢基礎年金を受給している市民税非課税世帯

支給対象者 2人

(内、加算支給対象者 2人)

支給額 3万円



課税者に扶養されていない年金受給者がいる

市民税非課税世帯

支給対象者 5人

(内、加算支給対象者 1人)

支給額 5万5千円



子育て世帯臨時特例給付金

対象者 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満の人

給付額 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の支給対象になった児童1人に付き1万円

※臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受けている人は除く

〈給付の例〉

児童手当の支給対象児童が2人いる世帯

対象児童数(中学生以下) 2人

支給額 2万円



配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

現在居住する市町村に申し出を行うと、申請できますが、既に配偶者などが代理申請を行っている場合は、申請できないことがあります。

公務員の人へ

児童手当を受給している公務員の申請書は、勤務先で配布します。申請の受け付けが始まるまで、保管してください。